

塩山中学校いじめ防止基本方針



甲州市立塩山中学校

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめられている生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、教職員全員がいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また生徒自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかななくてはなりません。

そこで、本校は、「いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下、「法」という。)」第 12 条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針(以下、「国の基本方針」という。)」,ならびに「甲州市いじめ防止基本方針(以下、「甲州市基本方針」という。)」に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「塩山中学校いじめ防止基本方針(以下、「塩山中学校基本方針」という。)」を策定します。

この「塩山中学校基本方針」では、いじめの防止等の取組を学校全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての生徒の健全育成及びいじめのない学校社会の実現を方針の柱としています。

本校においては、甲州市基本方針が求める「教育委員会の取組」等、市が実施する施策を参酌して、学校が取り組むべき「いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処します。

目 次

はじめに

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

- (1) 基本理念
- (2) いじめの禁止
- (3) 学校及び職員の責務

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

- (1) 基本施策
- (2) いじめ防止等に関する措置
- (3) 重大事態への対処
- (4) 学校評価における留意事項

～資料～

- WEBQUを活用して【資料1】
- いじめ早期発見のためのチェックリスト【資料2】
- いじめに関するアンケート【資料3】
- いじめ防止対策推進法に規定されるいじめ事案への対応【資料4】

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある。従って、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に努める。その上でいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、WEBQU調査を活用して、きめ細やかに学級づくり、人間関係づくりを進める。
(資料1)
- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、より良い人間関係を構築する力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- いじめ防止のために、生徒が自主的に行う活動を支援する。
 - ・ 生徒会『塩山中学校2024年5月16日いじめZERO宣言』を遵守させる活動を支援する。
- 保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図り、学習会を行うなど、必要な啓発活動を進める。
- 障害のある生徒や性同一性障害、性的指向、性自認に係る生徒等、配慮が必要な生徒への支援とともに、生徒間の相互理解を促す。

塩山中学校生徒会2024年5月16日宣言【いじめZERO宣言】

社会の変化が激しい現在、SNSをはじめとしたインターネット上でのいじめが急速に拡大しています。全校生徒が、多様な個性を持つ仲間を受け入れ「いじめは絶対に許さない」という決意のもと学校生活を送りましょう。

- ①多様な個性を持つ全員が、誰ひとり取り残さず自由に安心して過ごせるようにしよう
- ②周りへ視野や心を広げ、前向きな関わりで仲間を受け入れよう
- ③現実でもネットでも、自分の行いが他者の幸せにつながるようにしよう

【ICT端末、スマートフォン等の使用に関する宣言】

これから社会に出ていかなければならない私たちにとって、これらの機器を正しく使いこなしていくことは必要不可欠なことです。これから、ICT端末やスマートフォン等を正しく利用していきましょう。※TPOとは、Time（時間）、Place(場所)、Occasion(場面)の略

- ①自分の心と体の健康を保てる使い方をしよう
- ②自分以外の多くの人たちの心や権利、尊厳を守る使い方をしよう
- ③TPOを考え、自分や仲間がより良く成長していける使い方をしよう

②いじめの早期発見のための措置

- 日常の生徒の様子を見取り、いじめの早期発見・早期対応を進める。
(デイリーライフ・資料2 いじめ早期発見のためのチェックリスト)
- いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的なアンケートを、基本的に年3回実施する。(資料3)
- いじめアンケート実施後、担任との面談を実施する。
- 生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携するなどしてその状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを十分に理解させるために、情報モラル教育を推進し、生徒の意識向上を図るとともに、保護者への啓発を進める。

(2) いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
- 〈構成員〉 校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，教育相談担当教諭，学年主任，（必要に応じ，養護教諭，配置SC，市SC，SSW）
 - ・アンケート調査並びに教育相談に関すること。
- 〈活動〉
 - ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。
 - ・いじめの事案の対処に関すること。
 - ・学校基本方針を点検し，必要に応じて見直すこと。
- 〈開催〉 いじめ対策委員会を運営委員会（毎週月曜日）の中で開催し，いじめに関する情報交換等を行う。いじめ事案発生時は緊急開催とし必要に応じて養護教諭，配置SC，市SC，SSWなどを加える。

②いじめに対する措置

- いじめに関わる相談を受けた場合は，すみやかに事実の有無の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するために，いじめを受けた生徒，保護者に対する支援と，いじめを行った生徒への指導，またその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられる環境が必要と認めるときは，保護者と連携を図りながら，一定期間，別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないように，いじめの事案に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- いじめが「解消」したと判断するためには，いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする），被害者が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たさなければならない。

(3) 重大事態への対処

いじめ被害該当生徒に生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，以下①～③の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を，甲州市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上，当該事態に対処する調査委員会の組織を設置する。
- ③ 調査をしないままいじめの重大事態ではないと判断しないこと。
- ④ 当該事態の調査結果については，いじめを受けた生徒・保護者に対し，事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

- いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- いじめの再発を防止するための取組に関すること。



資料1 (WEBQU を活用して)

1 いじめの原因と背景

(1) 児童生徒の問題

- ・対人関係の不得手，表面的な友人関係，欲求不満耐性の欠如，思いやりの欠如，成就感・満足感を得る機会の減少，進学をめぐる競争意識，将来の目標の喪失など

(2) 家庭の問題

- ・核家族，少子家庭の増加→人間関係スキルの未熟さ
- ・親の過保護・過干渉→欲求不満耐性の習得不十分
- ・親の価値観の多様化→協調性・思いやりの欠如，規範意識の欠如，など

(3) 学校の問題

- ・教師のいじめに対する認識不足
- ・教師も生徒も多忙で，お互いの交流が不十分
- ・知識偏重など，価値観が限られていると，差別の構造につながりやすい
- ・生活指導や管理的な締め付けが強いと，集団として異質なものを排除しようとする傾向が生じやすい，など

2 具体的な手立て

いじめ対策の最大の手立ては，いじめが起きない，起こさない学級集団づくりや人間関係づくりを日常的にしていくことである。以下に示されるものを例として取り組んでいく。

〈予防や人間関係づくりに役立つ心理教育プログラム〉

- ① ソーシャルスキルトレーニング (SST)
- ② 構成的グループエンカウンター (SGE)
- ③ アサーショントレーニング
- ④ ブリーフセラピー
- ⑤ ピア・サポート
- ⑥ アンガーマネジメント
- ⑦ クラス会議

3 WEBQU の活用

「いじめ対策」として WEBQU を効果的に利用するには、次の内容に留意する。

- (1) 児童生徒は学校生活の大半を学級で送ることに着目する。
学級の様子や生徒の人間関係を客観的に捉える。児童・生徒の人間関係は、行動観察に加え、心理検査で把握する。

- (2) WEBQU のねらいと、調査で得られる情報を理解する。
 - ①いろいろなタイプの生徒の分布状態から学級集団の状態がわかる。
 - ②集団の凝集性がわかる。
 - ③生徒一人ひとりの内面の理解に役立つ。
 - ④生徒のタイプ別に具体的な対応の方法がわかる。
 - ⑤学級集団の状態から今後の学級経営の指針となるモデルが得られる。
 - ⑥いじめなどの被害を受けている可能性のある生徒を早期に発見し、ケースを踏まえた対応が図れる
 - ⑦不登校に至る可能性が高い生徒を察知することができる

- (3) WEBQU で得られたデータを活用する上での留意点を知る。
 - ①データ分析を行い、学級や児童生徒の状態に合った学級づくりや授業展開に心がける。
 - ②分析は学年を中心とした集団で行い、教師間で共通理解を図る。必要な取り組みは全校体制で行う。
 - ③教師が同一歩調で取り組むことで、スクールワイド効果が得られる。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

～先生方へ～

このシートは、各先生方が、いじめの兆候に早く気づけるように学級集団をチェックするリストです。気にかかる項目にあてはまる児童生徒が学級にいた場合には、名前を書き入れ、その児童生徒の様子を慎重に観察してください。

場面	観察の観点	あてはまる子がいる	
		チェック	名前
始業前	・遅刻、欠席、早退が多くなる。		
	・登校してから、身体の不調を訴えることが増える。		
授業中	・学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりする。		
	・グループ学習の時に、机を離されたり、避けられたりする。		
	・発言に対し、冷やかしゃからかいが多い。		
	・保健室によく行くようになる。		
休み時間 ・昼休み	・1人で過ごすことが多い。		
	・職員室に用もなく、意図的に用事をつくって、よく来るようになる。		
	・他の学級担任の先生や養護の先生へのかかわりを求めにくる。		
	・遊びの中で、いつも同じ役をしている(させられている)。		
給食時間	・給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。		
	・特定の子が配膳するといやがられる。		
	・嫌がる仕事をよく任されている。		
清掃時間	・1人みんなと離れて掃除をやらされていることがある。		
	・みんなが嫌がる分担を行っている。		
放課後・部活動	・急いで1人で帰宅する。		
	・部活動を休みがちになる。		
	・部活動の話題を避けるようになる。		
その他	・グループ分けなどでなかなか、所属が決まらない。		
	・持ち物や掲示物に落書きされる。		

* 教科担任制の場合には、授業の様子をよく観察し、教職員間で情報をつなぐなど、チェックにもれがないように十分配慮してください。

いじめに関するアンケート

塩山中学校

いじめとは、「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

()年 ()組 ()番 氏名()

4月以降のことで答えて下さい

1. あなたは、「いじめ」を受けたことがありますか。 はい ・ いいえ

2. 1ではいと答えた人に質問します。
どのようにいじめられていますか。(いましたか。)
ひやかし・無視・暴力・その他()

3. 現在、「いじめ」は、解決しましたか。 はい ・ いいえ

4. あなたは、いじめられている現場を見たり、聞いたりしたことがありますか。
はい ・ いいえ

5. あなたは、「いじめ」をしたことがありますか。 はい ・ いいえ

6. あなたの学級では、「いじめ」がありますか。 はい ・ いいえ

7. 「いじめ」について、あなたはどう思いますか。

8. 担任の先生と相談したい内容に1つ以上○をつけてその内容を書いてください。

学習のこと 進路のこと 学級や班のこと 部活動のこと 友人のこと 家族のこと
身体・健康のこと 性格・行動のこと 人生のこと その他

